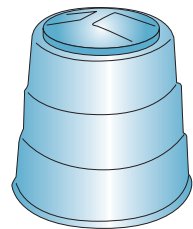


電動生ごみ処理機への購入費補助と

コンポスターのあっせん

町では、生ごみの減量化の一環として、家庭用電動生ごみ処理機の購入費補助とコンポスターをあっせんしています。この機会に、ぜひこの制度を利用いただき、ごみ減量にご協力ください。



☆コンポスター

《補助制度の概要》

- 対象 町内在住の世帯（一世帯につき二基まで）
- 大きさ（単位・cm）
190L丸型：直径72×高さ71
130L丸型：直径60×高さ66
D70角型：縦45×横45×高さ69・5

※いづれも地上式 あっせん価格

- 190L丸型：2,800円
- 130L丸型：2,400円
- D70角型：2,200円

○申込方法

- 電話で受付
- （土・日曜日・祝日を除く）

○配布時期

- 申込み受付後、順次配布
- 品物を搬入する時に納入通知書をお渡ししますので、金融機関で納付してください。

○代金納付方法

- 品物を搬入する時に納入通知書をお渡ししますので、金融機関で納付してください。

◎問い合わせ

- 環境美化センター
- ☎（72）4438

表1 指定登録販売店（五十音順）

販売店名	電話番号
アタック電器(株)	71-3135
太田電気商会	71-2026
小川電機商会	61-0770
(有)加藤マリンサービス	61-4447
釜津田電機商会	61-1609
湘南家電	61-0868
J A 湘南大磯支所	71-2511
まつやクリーニング	61-6121
諸星電機	61-2880
(有)やまご電器	61-1256
大和(株)	61-0522
ロイヤルホームセンター(株)	33-8851



委任状兼設置完了届を購入店を通じて町に提出。

- ☆電動生ごみ処理機
- 《補助制度の概要》
- 対象 町内在住の世帯（一世帯につき、一基）
- 助成額 購入金額の1/2以内（上限3万円 100円未満切捨て）
- 販売店 表1のとおり（指定販売店以外は補助対象外）
- 助成商品 販売店で登録された機種に限ります。
- 《補助金手続きの流れ》
- ①指定販売店で購入製品を決める。

- ②補助金交付申請書（販売店にあります）に必要事項を記入し、役場に提出。（提出先：役場町民課、国府支所、環境美化センター）
- ③補助金交付決定通知が町から届く。（申請書提出後1週間から10日程度）
- ④交付決定通知書を販売店に提示し電動生ごみ処理機を購入する（販売価格から補助金額を差し引いた金額で購入できます）。
- ⑤購入後、補助金請求・受領委任状兼設置完了届を購入店を通じて町に提出。

地震災害に便乗した悪質商法に注意してください！

大規模な地震の後には、地震災害に便乗した点検商法やかたり商法などによる高齢者の消費者被害が被災地だけでなく周辺の地域でも発生します。



点検商法・かたり商法

- (1)自治体の職員や契約業者を名乗り、家屋の無料点検だと言って床下を点検し、「基礎にひびが入っている」「地震で配管がずれて水漏れしている」などとうそを言って「このままにしていると家が倒れる」などことさら不安をあおる、不必要で高額な工事契約を結ばせます。

なかには、わざと設備を壊して工事契約を結ぶ業者もいます。

(2)自治体の職員や契約業者を名乗り、水質の無料点検と言って、コップに水道水を取った後、持参した薬剤を入れてわざと水を変色させ、「水質が悪化していて、このまま飲み続けるとガンになる」などと言って、高額な浄水器を取り付ける業者がいます。

悪質業者は、自治体が浄水器の取り付けを義務付けたように装ったり、水道水にまったく問題がないのに、重大な問題があるように装ったりします。

また、取り付けは低額でも、高額なメンテナンス費用を請求してくる業者がいます。

対処法として

頼んでもいないのに押しかけてきて、しつこく契約を迫る業者には特に注意しましょう。

※自治体が被災家屋の危険度診断を実施する場合もありますが、工事業者を紹介したり、自ら工事をすることはありません。

その場ですぐに契約してはいけません。

被害に遭いそうになったとき、被害に遭ってしまったときは、すぐに相談してください。

消費生活トラブルの際は一人で悩まず、消費生活相談（23ページ参照）をご利用ください。

また10人以上で申込みしていただけは職員出前講座も開催しますのでご利用ください。

◎問い合わせ

- 地域協働課 ☎内線237